

## 両審議会はOCIによる解決策の 採用を承認した IFRS 4 フェーズII アップデート

IASB・FASB 合同会議 – 2012年5月  
Francesco Nagari  
2012年5月30日



# アジェンダ

- 今月の合同会議での決定事項および教育セッションのハイライト
- スタッフ提案と審議会の議論の詳細分析
- 今後の日程と次のステップのアップデート

## IASB/FASB合同会議のハイライト

IFRS9に、負債性金融商品に対するFVOCI（公正価値で測定して公正価値と帳簿価額の差額をその他の包括利益（OCI）とする）区分が導入されることになる。

保険負債に関するOCIの使用は、両審議会一致の下で承認された。

- 割引率の変動から生じる保険負債の変動をOCIに計上することが要求される。
- 金利の影響を受けやすい他の前提条件の変動から生じる保険負債の変動は、純損益で表示すべきである。
- 純損益で表示する利息費用は、契約開始時の割引率にもとづくun-wind(期待現価の割り戻し分)である。
- 損失認識テストは要求されない。

投資要素のアンバンドリングについて、「区別でき、かつ相関関係のない義務」の原則が承認された。

新契約費の会計処理についてはFASBとの見解相違がさらに拡大した。FASBは、US GAAPにおける資産として認識する選択肢を承認した。

IASBは、リスク調整を維持するとともに、残余マージンに関する決定事項を修正しないことを決議した。

OCIやアンバンドリングにつきその投票に先立ち、5月17日と23日に教育セッションが開催された。

# IASB/FASB合同会議(5月21日)の詳細

## IFRS9におけるFVOCI測定区分

スタッフは以下の事項を提案した。

- この区分の金融資産は貸借対照表上で公正価値で測定される。
- 金利収益は、償却原価で測定される金融資産に適用されるのと同じ実効金利法を用いて、純損益で認識される。
- 減損損失/戻入を純損益で認識するための減損手法もまた、償却原価で測定される金融資産に適用されるのと同じ手法である。
- 公正価値による利得または損失は、金融資産の保有期間を通してOCIで認識され、その累積額は、当該金融資産の認識の中止が行われたときに純損益に再分類(リサイクル)される。

### 決定事項

- 大多数のIASB理事が、負債性金融商品をFVOCIに分類し測定するというスタッフ提案に暫定的に同意した。

# IASB/FASB合同会議(5月21日)の詳細

## IFRS9におけるFVOCI測定区分

- 両審議会は、どのような場合に負債性金融商品をFVOCIで測定すべきか、それらが保有される事業モデルに基づき議論した。

### 決定事項

- 両審議会は、負債性金融商品への投資が、契約上のキャッシュ・フローの回収と金融資産の売却の両方を目的として管理されるポートフォリオに含まれる場合、それらの負債性金融商品はFVOCIで測定されるべきであると暫定的に合意した。
- FVNIは、償却原価またはFVOCIに区分するための事業モデルテストを満たさない負債性金融商品が分類されることになる残余区分である。
- 両審議会は、事業モデルが変化した場合(かなり稀であると想定される)に金融資産の再分類が要求されることについて暫定的に合意した。
- 両審議会は、資産の再分類に関する会計処理と開示について今後の会議で議論する予定である。

# IASB/FASB合同会議(5月24日)の詳細

## 保険契約へのOCIの使用 – ペーパー 2I/83I

### 背景

- ペーパー2G/83Gは、両審議会への全ての質問の要約である。
- ペーパー2H, L, M / 83H, L, Mは、背景、詳細および例示を扱っている。
- OCIによる解決策の目的は以下の通りである。
  - (純損益の) 短期的なボラティリティーを軽減する。
  - 保険者の中核事業の業績のみを(純損益に)反映する。
  - 負債と資産の間の会計上のミスマッチを軽減する。

# IASB/FASB合同会議(5月24日)の詳細

## 保険契約へのOCIの使用 – ペーパー 2I/83I

### スタッフからの質問 1:

割引率の変動から生じる保険負債の変動をOCIに表示すべきか？

### 審議内容

- (OCIに表示するのは) 当初割引率からの変動に関連する金額か、あるいは割引率の期間変動に関連する金額かが議論された。
- 一部の理事は、(当初割引率からの変動に関連する金額をOCIに表示する) スタッフの提案を現行の会計実務よりも優れていると考えていた。

### 決定事項

会計上のミスマッチから生じるボラティリティーを抑えるために、OCIの使用に合意した。

	IASB	FASB
スタッフ提案への同意	過半数 (10)	全員一致 (7)

# IASB/FASB合同会議(5月24日)の詳細

## OCI – 金利の影響を受けやすいキャッシュ・フローの変動の影響の表示 – ペーパー 21/831

### 背景

- 特定のキャッシュ・フロー(CF)は、割引率の変動に影響を受ける。例えば、金利保証およびオプション並びに失効率などの前提条件である。
- これらの金利の影響を受けやすいCFの変動を：
  - 純損益に含める利点：理解しやすく、他のCFと整合的である
  - OCIに含める利点：これまでの決定事項と整合的であり、保険者にとって処理の複雑さが減る

### スタッフからの質問 2:

金利の影響を受けやすい前提条件の変動から生じる保険負債の変動を以下のいずれで表示すべきかについて、両審議会の見解は？

(a) OCI [FASBスタッフの見解]

(b) 純損益 [IASBスタッフの見解]

### 決定事項

	IASB	FASB
純損益に表示することへの選好	過半数 (13)	過半数 (5)



# IASB/FASB合同会議(5月24日)の詳細

## OCI – 許容か要求か、会計単位、取消の可否 – ペーパー 2I/83I

### スタッフからの質問 3 – 許容か要求か:

- 両審議会は、割引率の変動から生じる保険負債の変動のOCIでの表示を要求すること（純損益に表示することで会計上のミスマッチを除去または著しく軽減する場合は除く）に合意するか？

### スタッフからの質問 4 – 会計単位:

- 割引率の変動から生じる保険負債の変動をOCIまたは純損益で表示すべきかを判断する際に、どの会計単位を用いるべきか？ (a)ポートフォリオ [FASBスタッフの見解] (b)資産配分に基づく割当 [IASBスタッフの見解]

### スタッフからの質問 5 – 選択の頻度:

- 両審議会は、保険負債の変動をOCIまたは純損益で表示するかの決定を取消し不能とすることに同意するか？

### 決定事項

	IASB	FASB
質問3に合意するが、純損益での表示オプションをなくす修正を行う	過半数 (8)	過半数 (5)
質問3に対する決定事項の結果、質問4と5は対応されず、有配当契約について後日検討となった		

# IASB/FASB合同会議(5月24日)の詳細

## OCIによる解決策の仕組み – ペーパー 2J/83J

### 背景

- OCIに用いる金利を決定するために、3つの代替案がそれぞれの利点・欠点とともに提示された。
  - a) 資産の長期リターンに相当する金利
  - b) 報告期間の期首現在の金利に相当する金利
  - c) 契約開始時にロックインされた金利(OCIの目的と不整合)
  
- 割引率の変動を反映するためにOCIをどのように使用するかについての代替案：
  - A. 1行表示案 – 契約開始時にロックインされた割引率を用いて計算された利息費用を純損益に表示する。割引率の変動から生じる保険負債のその他の変動をOCIに表示する。
  - B. 2行表示案 – 現在の割引率を用いて計算された利息費用とOCIへの振替額とを2行に分けて純損益に表示する。その結果、純損益のなかの利息費用の合計は、契約開始時にロックインされた割引率を用いて計算された利息費用と等しくなる。

# IASB/FASB合同会議(5月24日)の詳細

## OCIによる解決策の仕組み – ペーパー 2J/83J

### スタッフからの質問 1:

- 両審議会は、代替案Aを使用すべきことに合意するか？

### スタッフからの質問 2:

- 両審議会は、予想キャッシュ・フローの変動部分についても、保険者が契約開始時にロックインされた割引率に基づき利息費用を計算し、純損益で表示することに合意するか？

### 審議内容

- 一部の理事たちは契約開始時の割引率を用いることは適切ではないと考えていたが最終的には両審議会の理事の過半数は（スタッフの提案を）唯一の許容可能な解決策と判断した。

### 決定事項

	IASB	FASB
質問1への選好	過半数 (9)	全員一致 (7)
質問2への選好	過半数 (12)	過半数 (6)

# IASB/FASB合同会議(5月24日)の詳細

## OCIと損失認識 – ペーパー 2K/83K

### 背景

- これまでの決定事項に基づけば、損失認識テストの目的は、OCIの中の利得または損失の純損益での認識を早めることである。
- 契約に損失が生じると予想されるケースのなかにはOCIで留保された金額の認識の早期化が要求されることがあるかもしれない。
- このテストは多くの法域で採用されている資産十分性テストと類似しており、多くの利点と欠点がある。

### スタッフからの質問 1:

- 両審議会は、損失認識テストを提案するか(FASBスタッフの見解)それともしないか(IASBスタッフの見解)?

### 審議内容 / 決定事項

- 審議は簡潔だった。金融負債に対する十分性テストは存在せず、この点で保険負債も同様であるということが全体的に同意された。

	IASB	FASB
十分性テストは行わないことへの選好	過半数 (13)	全員一致 (6)

# IASB/FASB合同会議(5月22日)の詳細

## 分解表示とアンバンドリング – ペーパー 2E/83E

### 背景

- アンバンドリングに代えて分解表示を行う原則が、2012年3月、暫定的に合意された。両審議会は、保険契約からアンバンドルされるべき投資要素を特定するための原則を再検討することを望んでいた。投資要素は、これらの要素が区別でき、かつ、相関関係のない状況において、保険契約からアンバンドリングされるべきである。

### スタッフの提案

- 投資要素と保険要素のいずれもが**区別できる**場合、保険者は、投資要素をアンバンドルし、それを会計処理するために適切なIFRSまたはUSGAAPを適用しなければならない。
  - 保険者または第三者が、通常、その構成要素と実質的に同等の契約を同じ市場および法域で別個に販売している場合、**その構成要素は区別できる**。
  - ... 保険要素と高い相関関係がある場合、投資要素は**区別できない**... そして保険者は保険契約の基準の下で保険要素と一体で会計処理しなければならない。
  - ... 投資要素が保険要素と**高い相関関係**を有するというこの目安の1つとして、一方の要素が失効または満了となることなく他方の要素だけが失効または満了となるということが起こり得ないということが挙げられる。

# IASB/FASB合同会議(5月22日)の詳細

## 分解表示とアンバンドリング – ペーパー 2E/83E

### 審議内容

- 一部の理事は、指針が狭すぎる - 「いずれも」と「同じ市場および法域で」という表現を用いるのは過度に限定的である - との懸念を示した。また、一部の理事はそれらの表現を削除するように提案した。
- 両審議会より賛否両論が議論されたが、満了または失効の条件を相関関係の目安として用いることへの懸念もあった。

### 審議会のフィードバックの概要

- 投資要素が区別できる場合、保険者は投資要素をアンバンドルしなければならない。投資要素が相関関係を有していない場合、投資要素は区別できるものとみなされる。(指針として提供される) 相関関係があることについての目安は以下のとおりである。
  - 一方の要素が他方の要素から独立して満了または失効し得ない
  - 商品が同じ市場および法域で別個に販売されていない
  - 一方の要素の価値が他方の要素の価値に左右される

### 決定事項

	IASB	FASB
スタッフ提案への承認 (表現の修正を前提)	12対2	全員一致

# IASB/FASB合同会議(5月22日)の詳細

## 保険契約からの要素の区分 – ペーパー2F/83F

### 背景

- 当ペーパーは、両審議会に、構成要素の区分についての概括的なアプローチを再確認すること、および、区分が要求されない場合に保険者が保険契約の要素を区分することが許容されるべきかについて検討することを求めている。

### スタッフの提案

- a) 2E/83Eの提案を承認する場合、両審議会は、保険契約から組込デリバティブ、非保険の財およびサービス並びに投資要素を区分することについての暫定決定事項を再確認すべきである。
- b) アンバンドリングが要求されない場合、保険者が保険契約の要素に対して収益認識の基準や金融商品の基準を適用することを禁止すべきである。

# IASB/FASB合同会議(5月22日)の詳細

## 保険契約からの要素の区分 – ペーパー2F/83F

### 審議内容

- 両審議会は、組込デリバティブ、非保険の財およびサービス並びに投資要素のアンバンドリングについての暫定決定事項を再確認した。
- 要求されていないのにアンバンドリングを許容する場合、比較可能性への懸念があることと追加的な適用指針の必要性があるため、主として二つ目の提案に議論が集中した。
- アンバンドリングが要求されない状況でのアンバンドリングを禁止することへの投票が行われ、FASBは全員一致、IASBはほぼ全員一致（1名反対した）で賛成した。

### 決定事項

	IASB	FASB
スタッフ提案への承認	13対1	全員一致



# IASB/FASB合同会議(5月24日)の詳細

## ビルディング・ブロック・アプローチにおける新契約費 – ペーパー 2C/83C

### 背景

- 当ペーパーでは、ビルディング・ブロック・アプローチにおいて新契約費の回収に関連するキャッシュ・フローを保険者がどのように会計処理すべきかを検討している。
- 現在の暫定決定によれば、保険者は包括利益計算書上で保険料、保険金及び費用についての情報を表示すべきとされている。新契約費を発生時に費用として認識すべきか、または新契約費発生時には費用・収益を認識しないようにするのかの再検討が必要である。

### 新契約費の回収に充当される保険料部分の表示についての代替案

- A. 新契約費を回収する権利を資産として認識する
- B. マージンを決定するために使用されるキャッシュ・フローに新契約費を含める。新契約費が発生したときにマージンの減額が認識され、包括利益計算書に影響を与えない。新契約費は残余/単一マージンからの控除項目となるので、これらのマージンと同じ方法で純損益に期間配分されることになる。
- C. マージンを決定するために使用されるキャッシュ・フローに新契約費を含める。新契約費は発生時に費用処理されるが、これらを相殺するように同額の収益が認識される。

# IASB/FASB合同会議(5月24日)の詳細

## ビルディング・ブロック・アプローチにおける新契約費 – ペーパー 2C/83C

### スタッフからの質問 1:

- 保険者は、新契約費を回収する権利を資産として認識するのではなく、保険負債の算定に用いるキャッシュ・フローに新契約費を含めるべきか？

### スタッフからの質問 2:

- 両審議会は、代替案BとCのいずれを選好するか？

### 審議内容

- ボリューム情報についての決定はなく、質問1についてのみ回答された。
- 新契約費は履行費用として取り扱われるべきか、保険負債のモデル外で取り扱われるべきか？

### 決定事項

	IASB	FASB
代替案A	過半数がDACに反対した(10)	DACか発生時費用処理かの検討を全員一致で支持した
代替案B	n/a	妥協案として過半数が合意(4)
代替案C	n/a	全員一致で反対

# IASB会議(5月22日)の詳細

## IASBはRAおよびRMに対する暫定決定事項を変更すべきか? - ペーパー14C

### 背景

- FASBの単一マージン・アプローチについて4月に行われたIASB向け教育セッションを受けて、スタッフは、IASBに対して、認識されている重要な相違点を踏まえ、リスク調整(RA)および残余マージン(RM)についての暫定決定事項の変更を検討するかどうかをたずねた。

### スタッフからの質問1: 技術的なメリットに基づいての現在までの決定事項の変更

- a) 現在までの暫定決定事項からもたらされるものよりも、より目的適格的で忠実な表現をもたらすと理事たちが考えるアプローチを開発する目的で、RAおよびRMに対するこれまでの決定事項のいずれかを変更すべきか。
- b) 変更する場合、以下の暫定決定事項のいずれを変更するか、またその理由は?
  - i. 各報告日でのリスク調整の再測定
  - ii. 残余マージンの配分の基礎
  - iii. 将来キャッシュ・フローの見積りの変動を残余マージンと相殺すること

# IASB会議(5月22日)の詳細

## IASBはRAおよびRMに対する暫定決定事項を変更すべきか? - ペーパー14C

### スタッフからの質問2: コンバージェンス達成のための現在までの決定事項の変更

- 質問1に対して、技術的なメリットにもとづいての変更はしないとの回答である場合、たとえ両審議会間の他の差異が一部または全部残るとしても、IASBは、FASBのモデルとの差異を縮小することになるのであれば前ページに挙げた決定事項のいずれかについて変更することを検討すべきか。
- 検討すべき場合、対象となる決定事項とその理由は？

# IASB会議(5月22日)の詳細

## IASBはRAおよびRMに対する暫定決定事項を変更すべきか? - ペーパー14C

### 審議内容

- 長時間議論されたが、RAと単一マージン・アプローチのいずれがよりの確なリスクの測定といえるかに関して、結論に至らなかった。
- 一部の理事は、RAの計算とリスクベースの単一マージンの解放のいずれもが主観的であるとみなしている。 => 会社ごとに整合しない可能性がある。

### 決定事項

- RAを維持するか? : 11対3 で賛成
- RMをロックするか? : 4対10 で反対
- RMをアンロックすべきかどうか再検討するか? : 5対9 で反対
- RMについての現在までの考え方を維持するか? : 7対7  
(賛否同数のため、IASB議長が暫定決定から変更しないことを宣言した。)

IASBの現在までの決定事項 (RAの明示的測定、RMのアンロック等) を維持することが再確認された

	IASB
質問 1 – RAおよびRMに対する以前の決定事項を変更するか?	過半数がNOに投票した
質問 2 – FASBとの見解相違を縮小するために変更するか?	N/A

## 次のステップと今後の日程

- 次の合同会議は6月11日の週と予想される。
- 保険ワーキンググループ会議が6月25日と26日にロンドンで開催される。
- 主要な論点でまだ審議されていないもの
  - 残余マージンのアンロック – 計算手法と会計単位の最終化
  - 包括利益計算書における保険料の表示 – 既存の選択肢からの選択
  - 経過措置と発効日
- 次のデュープロセス文書の公表は、現在、2012年第3四半期～第4四半期を目指している（IASB/FASB双方）。 – デロイトは、2012年第4四半期末となると予想している。
  - 次のIASBのデュー・プロセス文書の位置づけについての決定事項が待たれる。
- 最終基準は2013年末までに公表される予定である。
- デロイトは、強制適用日が2016年1月1日よりも早くなることはないであろうと予想している。

# コンタクトの詳細

**Francesco Nagari**

Deloitte Global IFRS Insurance Leader

+44 20 7303 8375

[fnagari@deloitte.co.uk](mailto:fnagari@deloitte.co.uk)

Link to **Deloitte IFRS Insurance materials:**

<https://www.iasplus.com/deloitte/en/projects/project47>

Insurance Centre of Excellence:

[insurancecentreofexc@deloitte.co.uk](mailto:insurancecentreofexc@deloitte.co.uk)

